

平成27年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第58号

平成27年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第59号

平成27年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第60号

平成27年5月7日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年5月7日から同年5月21日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

新旧別	区分	路線名等	所在（起点及び終点）
新	水路	K3-D-47 2-33-2-11号水路	己斐上二丁目2070番1地先から2070番1地先まで
旧	里道	西3区248号里道	己斐上二丁目2070番1地先から2070番1地先まで

広島市告示（西区）第61号

平成27年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第62号

平成27年5月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第63号

平成27年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第64号

平成27年5月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。その関係図面は、平成27年5月19日から同年6月2日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	西5区114号里道	井口三丁目甲368番2地先から井口三丁目364番8地先まで
水路	K3-D-413 -8-16号水路	井口三丁目甲368番2地先から井口三丁目364番8地先まで

広島市告示（西区）第65号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第66号

平成27年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第67号

平成27年5月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第68号

平成27年5月29日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成27年5月29日
- 3 道路の位置 広島市西区庚午中二丁目215番の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20~4.50メートル
延長 22.00メートル

広島市告示(安佐南区)第44号

平成27年5月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月7日から同月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区313号線	広島市安佐南区山本七丁目472番地地先から 広島市安佐南区山本町12473番地地先まで	旧	5.00 ~ 8.00	18.40
			新	6.00 ~ 8.00	18.40

広島市告示(安佐南区)第45号

平成27年5月7日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月7日から同月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区313号線	広島市安佐南区山本七丁目472番地地先から 広島市安佐南区山本町12473番地地先まで	平成27年5月7日

広島市告示(安佐南区)第46号

平成27年5月8日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年4月22日、同月30日、及び同年5月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第47号

平成27年5月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成27年5月15日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区東野三丁目851番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m
延長 60.30m

広島市告示(安佐南区)第48号

平成27年5月18日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月18日から同年6月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区197号線	広島市安佐南区長東二丁目601番地15地先から 広島市安佐南区長東三丁目1118番地2地先まで	旧	4.00 ~ 4.00	16.30
			新	10.00 ~ 10.50	16.30

広島市告示(安佐南区)第49号

平成27年5月18日

平成6年9月5日付け広島市告示第374号で市道の路線の認定を告示した次の路線について、その終点の表示を変更し、次のとおりとします。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 変更前, 道路の種類, 路線名, 起点/終点. It details the change of road line endpoints for '安佐南3区620号線'.

広島市告示(安佐南区)第50号

平成27年5月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月18日から同年6月1日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 併用開始の期日. It details the start of road use for '安佐南3区197号線' and '安佐南3区620号線'.

広島市告示(安佐南区)第51号

平成27年5月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
2 指定年月日 平成27年5月18日
3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目の526番9の一部、526番12の一部及び529番1の一部

- 4 幅員及び延長 幅員 4.15m
延長 23.67m

広島市告示(安佐南区)第52号

平成27年5月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
2 指定年月日 平成27年5月18日
3 道路の位置 広島市安佐南区東野二丁目726番3の一部
4 幅員及び延長 幅員 4.50m
延長 20.00m

広島市告示(安佐南区)第53号

平成27年5月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年5月21日から平成27年6月4日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 区分, 路線名等, 路線名等, 所在(起点及び終点). It details the change of road line names for '安佐南2区1413号里道'.

広島市告示(安佐南区)第54号

平成27年5月21日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
2 指定年月日 平成27年5月21日
3 道路の位置 広島市安佐南区緑井五丁目の3515番2の一部、3527番2、3527番3の一部、3527番4、3527番5及び3527番3地先里道
4 幅員及び延長 幅員 4.10m
延長 31.45m

広島市告示（安佐北区）第38号

平成27年5月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北2区213号線	安佐北区落合南三丁目678番2地先から安佐北区落合南三丁目678番1地先まで	旧	2.84 ～ 4.00	27.40
			新	3.30 ～ 4.00	

広島市告示（安佐北区）第39号

平成27年5月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北2区213号線	安佐北区落合南三丁目678番2地先から安佐北区落合南三丁目678番1地先まで	平成27年5月1日

広島市告示（安佐北区）第40号

平成27年5月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第41号

平成27年5月1日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年4月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第42号

平成27年5月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北2区718号線	安佐北区深川七丁目130番1地先から安佐北区深川七丁目168番1地先まで	旧	3.35 ～ 3.52	13.50
			新	3.70	

広島市告示（安佐北区）第43号

平成27年5月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月7日から同月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北2区718号線	安佐北区深川七丁目130番1地先から安佐北区深川七丁目168番1地先まで	平成27年5月7日

広島市告示（安佐北区）第44号

平成27年5月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年5月8日から同月22日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北4区273号里道	安佐北区安佐町大字筒瀬793番1地先から同所794番1地先まで
	新	安佐北4区273号里道	安佐北区安佐町大字筒瀬793番1地先から同所793番1地先まで
里道	旧	安佐北4区268号里道	安佐北区安佐町大字筒瀬797番1地先から同所796番1地先まで
	新	安佐北4区268号里道	安佐北区安佐町大字筒瀬797番1地先から同所795番地先まで

広島市告示(安佐北区)第45号

平成27年5月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の一部の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年5月8日から同月22日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在. Content: 農道 藤ノ木線, 安佐北区安佐町大字筒瀬字和佐田796番1地先の一部...

広島市告示(安佐北区)第46号

平成27年5月11日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第2第1項の規定に基づき、平成12年6月26日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瑞眺苑町内会(代表者 中西 義則)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新. Content: 事務所, 代表者の氏名住所. Comparison of address and name changes.

広島市告示(安佐北区)第47号

平成27年5月11日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋新山倉町内会(代表者 若宮 正治)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
2 変更の内容

Table with 3 columns: 旧, 新. Content: Comparison of address and name changes.

Table with 3 columns: 事務所, 代表者の氏名住所. Content: 広島市安佐北区三入七丁目28番1号, 広島市安佐北区三入七丁目32番22号.

広島市告示(安佐北区)第48号

平成27年5月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月11日から同5月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員(m), 敷地の延長(m). Content: 市道 安佐北1区68号線, 変更区間: 安佐北区白木町大字井原字中川原7120番3地先から...

広島市告示(安佐北区)第49号

平成27年5月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月11日から同5月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. Content: 市道 安佐北1区68号線, 供用開始区間: 安佐北区白木町大字井原字中川原7120番3地先から...

広島市告示(安佐北区)第50号

平成27年5月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月11日から同5月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員(m), 敷地の延長(m). Content: Comparison of road area changes.

市道	安佐北2区33号線	安佐北区口田南三丁目2087番地先から	旧	2.32 ～ 3.33	31.45
		安佐北区口田南三丁目2091番2地先まで	新	2.32 ～ 5.45	

広島市告示(安佐北区)第51号

平成27年5月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月11日から同5月25日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北2区33号線	安佐北区口田南三丁目2087番地先から 安佐北区口田南三丁目2091番2地先まで	平成27年5月11日

広島市告示(安佐北区)第52号

平成27年5月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成19年8月8日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した南原自治会(代表者 野上 認)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部町大字南原526番地6	広島市安佐北区可部町大字南原550番地
代表者の氏名住所	野上 認 広島市安佐北区可部町大字南原526番地6	沖野 鈴夫 広島市安佐北区可部町大字南原550番地

広島市告示(安佐北区)第53号

平成27年5月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年3月17日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下市自治会(代表者 河野 康則)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字井原4373番地22	広島市安佐北区白木町大字井原4448番地2
代表者の氏名住所	河野 康則 広島市安佐北区白木町大字井原4373番地22	蜂須賀 一成 広島市安佐北区白木町大字井原4448番地2

広島市告示(安佐北区)第54号

平成27年5月13日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成3年12月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した中東自治会(代表者 山縣 利典)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	山縣 利典 広島市安佐北区白木町井原2443番地	橋本 守男 広島市安佐北区白木町井原2338番地

広島市告示(安佐北区)第55号

平成27年5月13日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成9年12月18日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上中三区町内会(代表者 熊野 英行)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部七丁目11番17号	広島市安佐北区可部五丁目9番24号
代表者の氏名住所	熊野 英行 広島市安佐北区可部七丁目11番17号	三反田 平明 広島市安佐北区可部五丁目9番24号

広島市告示(安佐北区)第56号

平成27年5月13日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年1月13日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下本郷自治会

(代表者 松永 健)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区大林一丁目13番10号	広島市安佐北区大林二丁目12番34号
代表者の氏名住所	松永 健 広島市安佐北区大林一丁目13番10号	西廣 幸彦 広島市安佐北区大林二丁目12番34号

広島市告示(安佐北区)第57号

平成27年5月14日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成10年6月22日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した南が丘団地自治会(代表者 増田 健吾)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地200	広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地185
代表者の氏名住所	増田 健吾 広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地200	麻生 隆起 広島市安佐北区安佐町大字久地1238番地185

広島市告示(安佐北区)第58号

平成27年5月14日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成21年6月10日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上大林自治会(代表者 西本 巖)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	西本 巖 広島市安佐北区大林町297番地	細田 光夫 広島市安佐北区大林町374番地

広島市告示(安佐北区)第59号

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成7年11月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上岩上町内会(代表者 高尾 文法)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区落合南七丁目29番38号	広島市安佐北区落合南五丁目13番18号
代表者の氏名住所	高尾 文法 広島市安佐北区落合南七丁目29番38号	花戸 光恵 広島市安佐北区落合南五丁目13番18号

広島市告示(安佐北区)第60号

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成24年2月10日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した白木台団地自治会(代表者 村岡 巧)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	村岡 巧 広島市安佐北区白木町大字秋山870番地48	河野 勲二 広島市安佐北区白木町大字秋山870番地15

広島市告示(安佐北区)第61号

平成27年5月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年1月18日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上市1区自治会(代表者 竹田 紘一)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字井原834番地9	広島市安佐北区白木町大字井原799番地1
代表者の氏名住所	竹田 紘一 広島市安佐北区白木町大字井原834番地9	池岡 正康 広島市安佐北区白木町大字井原799番地1

広島市告示(安佐北区)第62号

平成27年5月26日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年5月26日から同年6月9日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐北3区4401号里道	安佐北区大林町504番1地先から同所504番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第63号

平成27年5月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第2第1項の規定に基づき、平成11年3月30日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桐山自治会(代表者 谷口 貞夫)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部町大字桐原176番地16	広島市安佐北区可部町大字桐原485番地16
代表者の氏名住所	谷口 貞夫 広島市安佐北区可部町大字桐原176番地16	武井 正数 広島市安佐北区可部町大字桐原485番地16

広島市告示(安芸区)第40号

平成27年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第41号

平成27年5月11日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、5月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第44号

平成27年5月20日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成27年5月20日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目の369番11の一部
- 4 幅員 5.00メートル
- 5 延長 21.95メートル

広島市告示(安芸区)第45号

平成27年5月20日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成27年5月20日
- 3 道路の位置 広島市安芸区矢野東四丁目3199番の一部、3200番1の一部及び3200番2の一部
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 34.30メートル

広島市告示(安芸区)第46号

平成27年5月25日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第47号

平成27年5月25日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、5月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第68号

平成27年5月7日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年5月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第69号

平成27年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第70号

平成27年5月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第71号

平成27年5月14日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年5月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第72号

平成27年5月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、平成27年5月19日から同年6月2日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K4-H-31-03-12号水路	佐伯区五日市町大字上小深川1008番3地先から同所1008番4地先まで
	K4-H-31-03-3号水路	佐伯区五日市町大字上小深川1009番2地先から同所1009番1地先まで

広島市告示(佐伯区)第73号

平成27年5月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は、平成27年5月19日から同年6月2日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	佐伯1区253号里道	佐伯区五日市町大字上小深川1008番1地先から同所1009番1地先まで
	新	佐伯1区253号里道	佐伯区五日市町大字上小深川1009番1地先から同所1009番1地先まで

広島市告示(佐伯区)第74号

平成27年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第75号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第76号

平成27年5月22日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年5月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第77号

平成27年5月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月27日から平成27年6月10日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯4区545号線	佐伯区隅の浜一丁目611番地4地先から佐伯区隅の浜一丁目167番地1地先まで	平成27年5月27日

広島市告示(佐伯区)第78号

平成27年5月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第79号

平成27年5月27日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年5月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第80号

平成27年5月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成27年5月28日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区隅の浜三丁目678番18の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル、
6.00メートル～6.20メートル
延長 37.48メートル

広島市告示(佐伯区)第81号

平成27年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市南区告示第8号

平成27年5月20日

自動車臨時運行に関する取扱規則(昭和27年6月30日告示)第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田原 範 朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-26

広島 18-42

広島市西区告示第2号

平成27年5月8日
 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市西区長 岩崎 静二

（平成26年度の状況）

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊広島地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報	平成26年 12月16日 12月17日 12月18日	西区全域 平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの男女 1,590件

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

~~~~~  
**広島市西区告示第3号**

平成27年5月8日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市西区長 岩崎 静二

（平成26年度の状況）

| 申出者の氏名                         | 利用目的の概要                       | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民の範囲                                       |
|--------------------------------|-------------------------------|----------------|--------------------------------------------------|
| 株式会社サベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士朗 | 家計消費状況調査実施                    | 平成26年<br>5月8日  | 井口二丁目<br>平成26年4月1日時点で16歳以上の男女<br>43件             |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査実施             | 平成26年<br>5月14日 | 己斐大迫二丁目<br>平成26年5月31日時点で満20歳以上の男女<br>16件         |
| 株式会社インテリサーチ<br>代表取締役社長 井上孝志    | 2014年度「旅行・観光消費動向調査」（一般統計調査）実施 | 平成26年<br>5月15日 | 庚午北一丁目、山手町<br>上記の地域に居住する男女<br>85件                |
| 日本放送協会<br>会長 榎井勝人              | 6月全国視聴率調査実施                   | 平成26年<br>5月20日 | 田方一丁目、井口四丁目<br>明治元年～平成19年生まれの男女<br>28件           |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤昌弘       | 農山漁村に関する世論調査（附帯調査：時事問題）実施     | 平成26年<br>5月22日 | 草津新町二丁目<br>6番～8番、15番～30番<br>20歳以上の日本国籍の男女<br>13件 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊          | 「テレビ視聴に関する調査」実施               | 平成26年<br>5月28日 | 古江新町<br>16歳以上の日本国籍の女<br>14件                      |

|                                 |                                                       |                |                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------|
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷善則       | 世論調査（広島市広域商圏調査）実施                                     | 平成26年<br>6月10日 | 西区全域<br>上記の地域に居住する女性<br>480件                  |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「環境問題に関する世論調査」実施                                      | 平成26年<br>7月10日 | 己斐中一丁目<br>平成26年6月30日時点で満20歳以上の日本国籍の男女<br>13件  |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「第7回メディアに関する全国世論調査」実施                                 | 平成26年<br>7月10日 | 井口三丁目<br>平成26年7月31日時点で満18歳以上の日本国籍の男女<br>23件   |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「家庭や学校における生活や意識等に関する調査」実施                             | 平成26年<br>7月16日 | 南観音町、小河内町一丁目<br>15歳～16歳の日本国籍の男女<br>16件        |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「2014年新聞およびウェブ利用に関する総合調査（調査票タイトル：「くらしと情報についてのおたずね）」実施 | 平成26年<br>7月16日 | 庚午中四丁目<br>平成26年8月31日時点で満15歳以上の日本国籍の男女<br>23件  |
| 株式会社サベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士朗  | 「家計消費状況調査」実施                                          | 平成26年<br>7月17日 | 井口台三丁目<br>平成26年7月1日時点で16歳以上の男女<br>43件         |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役 社長 鈴木稲博 | 「くらしと生活設計に関する調査」実施                                    | 平成26年<br>8月12日 | 庚午北四丁目<br>平成26年7月31日時点で満20歳以上の男女<br>20件       |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」実施                           | 平成26年<br>8月13日 | 井口明神一丁目<br>平成26年7月31日時点で満20歳以上の日本国籍の男女<br>14件 |
| 株式会社インテリサーチ<br>代表取締役社長 井上孝志     | 家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査実施                       | 平成26年<br>8月14日 | 井口三丁目<br>19歳～88歳の男女<br>66件                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤昌弘        | 「第7回男女の生活と意識に関する調査」実施                                 | 平成26年<br>8月19日 | 南観音三丁目<br>8番～16番<br>16歳～49歳の日本国籍の男女<br>15件    |
| 日本放送協会<br>会長 榎井勝人               | 「11月全国視聴率調査」実施                                        | 平成26年<br>9月2日  | 田方一丁目<br>明治元年～平成19年生まれの男女<br>14件              |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「生命倫理に関する意識調査（医療といのちについての意識調査）」実施                     | 平成26年<br>9月2日  | 庚午北四丁目<br>平成26年12月31日時点で16歳以上の日本国籍の男女<br>12件  |

|                                 |                                                             |             |                                                                                                     |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役 社長 鈴木稲博 | 「生活意識に関するアンケート調査(第60回)」実施                                   | 平成26年9月9日   | 草津新町一丁目<br>平成26年10月31日時点で20歳以上の男女15件                                                                |
| 株式会社サーベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤士朗  | 「これからのライフスタイルのあり方に関する世論調査」実施                                | 平成26年9月18日  | 井口五丁目<br>20歳～79歳の男女20件                                                                              |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役 社長 鈴木稲博 | 「平成26年度郵便利用構造調査」実施                                          | 平成26年10月1日  | 鈴が峰町<br>平成26年9月1日時点で20歳～79歳の男女20件                                                                   |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「外交に関する世論調査」実施                                              | 平成26年10月1日  | 井口台二丁目<br>平成26年9月30日時点で満20歳以上の日本国籍の男女14件                                                            |
| 株式会社RJCリサーチ<br>代表取締役社長 榎武彦      | 「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」実施                            | 平成26年10月9日  | 井口台一丁目～四丁目<br>末子が18歳未満の子どもを育てている世帯24件                                                               |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「がん対策に関する世論調査」実施                                            | 平成26年10月15日 | 三篠北町<br>平成26年10月31日時点で満20歳以上の日本国籍の男女13件                                                             |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤昌弘        | 「家計消費状況調査」実施                                                | 平成26年10月29日 | 古江上二丁目・草津東二丁目・都町、天満町、観音町・楠木町一丁目、横川町三丁目、横川新町<br>平成26年9月30日時点で16歳以上の日本国籍の男女200件<br>(上記の4地点の地域で各50件ずつ) |
| 株式会社サーベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤士朗  | 「食育の推進に関するアンケート調査」実施                                        | 平成26年11月5日  | 古江東町<br>20歳以上の男女20件                                                                                 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「テレビ視聴に関する調査」実施                                             | 平成26年12月3日  | 庚午中三丁目、古江東町<br>16歳以上の日本国籍の男女28件                                                                     |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤昌弘        | 「生活意識に関する調査」実施                                              | 平成26年12月10日 | 打越町<br>満20歳以上の男女14件                                                                                 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊           | 「少子高齢社会における社会断層と移動に関する全国調査研究(調査票タイトル「人生のあゆみと格差に関する全国調査」)」実施 | 平成27年1月14日  | 竜王町<br>平成26年12月31日時点で満20歳～79歳の日本国籍の男女25件                                                            |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 秋山創一     | 「全国たばこ喫煙者調査」実施                                              | 平成27年1月15日  | 東観音町、井口一丁目<br>大正14年5月1日～平成7年4月30日生まれの男女40件                                                          |

|                          |                                                            |            |                               |
|--------------------------|------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------|
| 一般社団法人輿論科学協会<br>理事長 大宮泰三 | 「通信利用動向調査」実施                                               | 平成27年1月22日 | 西区全域<br>20歳以上の世帯主172件         |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤昌弘 | 「家計消費状況調査」実施                                               | 平成27年1月27日 | 草津浜町、草津本町、古江新町<br>16歳以上の男女50件 |
| 株式会社中外<br>代表取締役 阪倉敦      | 「電波利用環境に関する意識調査」実施                                         | 平成27年2月5日  | 西観音町1番<br>18歳以上の男女16件         |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤昌弘 | 「家計消費状況調査」実施                                               | 平成27年2月24日 | 観音新町一丁目～三丁目<br>単身世帯の世帯主40件    |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤豊    | 「2015年6月全国放送サービス接触動向調査(テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかをたずねる調査)」実施 | 平成27年3月3日  | 草津東一丁目<br>7歳以上の日本国籍の男女12件     |

1 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

~~~~~  
広島市安芸区告示第1号

平成27年5月12日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 大東和 政仁

(平成26年度の状況)

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊広島地方協力本部	自衛官等の募集に伴う広報	平成27年1月29日 平成27年2月3日 平成27年2月4日 平成27年2月5日	安芸区全域

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

~~~~~  
**広島市安芸区告示第2号**

平成27年5月12日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。



広島市安芸区長 大東和 政仁

(平成26年度の状況)

| 申出者の氏名                              | 利用目的の概要                                  | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民の範囲                                           |
|-------------------------------------|------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------|
| 株式会社サーベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士朗     | 家計消費状況調査実施のための対象者抽出                      | 平成26年<br>4月23日 | 中野東二丁目                                               |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査実施のための対象者抽出               | 平成26年<br>4月23日 | 矢野南二丁目<br>矢野南五丁目                                     |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊             | 全国放送サービス接触動向調査実施のための対象者抽出                | 平成26年<br>5月13日 | 瀬野西四丁目<br>瀬野西五丁目                                     |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 安藤 昌弘          | 農山漁村に関する世論調査実施のための対象者抽出                  | 平成26年<br>6月3日  | 矢野南三丁目                                               |
| 株式会社 中国新聞社<br>代表取締役社長<br>岡谷 義則      | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出                     | 平成26年<br>7月2日  | 畑賀二丁目<br>中野二丁目<br>中野七丁目<br>中野東三丁目<br>瀬野五丁目<br>瀬野西一丁目 |
| 株式会社 中国新聞社<br>代表取締役社長<br>岡谷 義則      | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出                     | 平成26年<br>7月3日  | 矢野東二丁目<br>矢野東五丁目<br>矢野東七丁目<br>矢野西四丁目<br>矢野南三丁目       |
| 株式会社 中国新聞社<br>代表取締役社長<br>岡谷 義則      | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出                     | 平成26年<br>7月8日  | 船越二丁目                                                |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊             | メディアに関する全国世論調査実施のための対象者抽出                | 平成26年<br>7月15日 | 矢野西一丁目                                               |
| 株式会社サーベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士朗     | 家計消費状況調査実施のための対象者抽出                      | 平成26年<br>7月16日 | 中野三丁目                                                |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊             | 新聞及びウェブ利用に関する総合調査実施のための対象者抽出             | 平成26年<br>7月17日 | 中野二丁目                                                |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 安藤 昌弘          | 男女の生活と意識に関する調査実施のための対象者抽出                | 平成26年<br>8月13日 | 瀬野町                                                  |
| 株式会社 インテグリティサーチ<br>代表取締役社長<br>井上 孝志 | 家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査実施のための対象者抽出 | 平成26年<br>8月19日 | 矢野東四丁目<br>矢野東五丁目                                     |

|                                   |                                         |                                    |                                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 青少年のインターネット利用環境実態調査実施のための対象者抽出          | 平成26年<br>10月2日                     | 矢野南一丁目                                        |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊           | 外交に関する世論調査実施のための対象者抽出                   | 平成26年<br>10月7日                     | 矢野南一丁目                                        |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 安藤 昌弘        | 戦後70年に関する意識調査実施のための対象者抽出                | 平成26年<br>10月15日                    | 中野東七丁目<br>中野七丁目                               |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 安藤 昌弘        | 家計消費状況調査実施のための対象者抽出                     | 平成26年<br>10月22日<br>平成26年<br>10月30日 | 中野四丁目<br>中野東四丁目<br>瀬野西二丁目<br>矢野東一丁目<br>矢野西一丁目 |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 安藤 昌弘        | 消費者意識基本調査実施のための対象者抽出                    | 平成26年<br>10月30日                    | 船越二丁目                                         |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊           | 高齢者の日常生活に関する意識調査実施のための対象者抽出             | 平成26年<br>11月11日                    | 中野四丁目                                         |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊           | 国語に関する世論調査実施のための対象者抽出                   | 平成26年<br>12月17日                    | 矢野町                                           |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊           | 少子高齢社会における社会階層と移動に関する全国調査研究の実施のための対象者抽出 | 平成27年<br>1月15日                     | 中野東一丁目                                        |
| 一般社団法人 輿論科学協会<br>理事長 大宮 泰三        | 通信利用動向調査実施のための対象者抽出                     | 平成27年<br>1月20日                     | 船越一丁目<br>船越五丁目<br>船越南二丁目<br>船越南三丁目            |
| 株式会社 ビデオリサーチ<br>代表取締役社長<br>秋山 創一  | 全国たばこ喫煙者調査実施のための対象者抽出                   | 平成27年<br>1月20日                     | 瀬野西二丁目                                        |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊           | 日本人とテレビ・2015調査実施のための対象者抽出               | 平成27年<br>1月28日                     | 中野二丁目                                         |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 西澤 豊           | 生活と意識についての国際比較調査実施のための対象者抽出             | 平成27年<br>2月3日                      | 矢野東六丁目<br>矢野東七丁目                              |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 安藤 昌弘        | 家計消費状況調査実施のための対象者抽出                     | 平成27年<br>2月3日                      | 中野六丁目                                         |

備考



- 1 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

**公 告**

公 告

平成27年5月1日

平成27年5月24日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員補欠選挙は、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票は行いません。

広島市長 松井一實

公 告

平成27年5月1日

平成27年5月24日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員補欠選挙における候補者として届出のあった者の氏名及び住所を、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第5項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地  |
|--------|-----------------|
| 山本 智紹  | 広島市南区堀越一丁目8番28号 |
| 長富 健三  | 広島市南区東青崎町14番4号  |

公 告

平成27年5月21日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する第19条第1項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 組合の名称  
広島駅南口Cブロック市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成24年8月1日から平成29年12月31日まで
- 3 施行地区  
広島市南区松原町3番1～3番16、4番1～4番14、4番17～4番35、13番1の一部、15番、16番  
広島市南区猿猴橋町1番1～1番27、1番29～1番40、7番1の一部、8番

- 4 事務所の所在地  
広島市南区猿猴橋町6番26号
- 5 設立認可の年月日  
平成24年8月1日
- 6 変更の内容  
・事務所の所在地  
【変更前】広島市南区猿猴橋町2番3号  
【変更後】広島市南区猿猴橋町6番26号
- 7 定款変更の認可の年月日  
平成27年5月21日

公 告

平成27年5月21日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、広島駅南口Cブロック市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第4項の規定により、公衆の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 縦覧場所  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市整備調整課
- 2 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時15分まで  
（ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に規定する休日は除く。）

公 告

平成27年5月25日

平成27年5月24日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員補欠選挙において、委員に当選した者の氏名及び住所を、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

委員に当選した者

| 氏名    | 住所              | 区分    |
|-------|-----------------|-------|
| 山本 智紹 | 広島市南区堀越一丁目8番28号 | 宅地所有者 |
| 長富 健三 | 広島市南区東青崎町14番4号  | 宅地所有者 |

**選 管 告 示**

広島市選挙管理委員会告示第22号

平成27年5月27日

平成27年4月12日執行の広島市議会議員選挙安佐南区選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、公職選挙法216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第2項

により別紙のとおり決定した。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

**区選管告示**

**広島市中区選挙管理委員会告示第19号**  
平成27年5月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年6月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安 村 和 幸

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局  
(ただし、縦覧期間のうち6月6日(土)及び同月7日(日)については、中区市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年6月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

**広島市中区選挙管理委員会告示第20号**  
平成27年5月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年6月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安 村 和 幸

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局  
(ただし、縦覧期間のうち6月6日(土)及び同月7日(日)については、中区市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年6月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

**広島市中区選挙管理委員会告示第21号**  
平成27年5月25日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成26年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安 村 和 幸

別紙 略

**広島市東区選挙管理委員会告示第21号**  
平成27年5月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年6月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前 川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局  
(縦覧期間のうち平成27年6月6日から同月7日までの2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年6月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

**広島市東区選挙管理委員会告示第22号**  
平成27年5月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年6月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前 川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局  
(縦覧期間のうち平成27年6月6日から同月7日までの2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年6月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

**広島市東区選挙管理委員会告示第23号**  
平成27年5月20日